

議案第5号

富津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月30日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）が施行されること等に伴い、関連する条文の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
富津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和50年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）附則第1条の政令で定める日から施行する。ただし、第4条第2項を削る改正規定は、公布の日から施行する。